

令和6年度第1回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和6年6月27日（木）

午前10時00分～午前10時55分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和6年度 第1回 京都地方最低賃金審議会

令和6年6月27日（木） 午前10時00分～午前10時55分
京都労働局 6階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

（開始）

○清水賃金室長

定刻になりましたので、これから第1回京都地方最低賃金審議会を開催いたしますが、開催に当たり、事務局からご報告いたします。

本日の傍聴者の出席は10名です。

本日配布の資料ですが、このピンクのフラットファイルと、最低賃金決定要覧。次回、7月26日の2回目の本審と全員協議会の案内文となっています。開催通知は、欠席予定の方の机上には置いていませんので、その点だけよろしく願います。

不足はございませんでしょうか。

なお、決定要覧は各委員用として配布しているものですので、メモなどしていただいても構いません。会議終了後、お荷物になるようでしたら、事務局で管理しますので、机の上に置いたままにしておいてください。以上です。

では会長、開会をお願いします。

○岩永会長

おはようございます。ただいまから、第1回京都地方最低賃金審議会を開催します。

議事に入る前に、まず委員の任命状況について報告いたします。

昨年の5月1日付けで、2年の任期で第54期京都地方最低賃金審議会委員の任命がなされていますが、本年3月に、公益代表委員1名、労働者代表委員1名、使用者代表委員2名、あわせて4名が辞任されております。

辞任された4名の後任として、新たに4名の委員が任命されていますので、ご紹介いたします。

まず、公益代表委員の東委員ですが、本日はご欠席でございます。

次に、労働者側代表委員の大西委員です。

●大西（稔）委員

よろしく申し上げます。

○岩永会長

次に、使用者代表委員の千原委員です。

■千原委員

千原です。よろしく申し上げます。

○岩永会長

使用者代表委員の沼田委員ですが、本日はご欠席でございます。

委員の皆様、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

では、次に本日の出席状況について、事務局から報告をお願ひいたします。

○清水賃金室長

本日の出席状況についてご報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計13名の委員に出席をいただいております。したがって、本審議会は、最低賃金の審議会令第5条第2項の規定により有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本年度の第1回目の審議会の開催に当たり、京都労働局長からごあいさつをお願ひします。

○角南労働局長

京都労働局長の角南でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6年度第1回京都地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから京都労働局の業務運営につきまして格別のご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。また、本日はご多忙のところ、本審議会にご出席を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

本日、本審議会におきまして、京都府最低賃金の改正諮問をさせていただくこととしてございます。

先週21日に、閣議決定をされております「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2024改訂版」ならびに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」

におきましては、最低賃金の引き上げについて、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払い能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引き上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただくということとされたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本年度も大変厳しい審議をお願いすることになるかと思いますが、最低賃金の改正決定に向けまして、適切なお審議を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○岩永会長

次に今年度の委員、事務局職員のご紹介をお願いいたします。

○清水賃金室長

お手元に配布しております1ページ資料ナンバー1の委員名簿の順に紹介いたします。

まずは公益代表委員、岩永会長です。

○岩永会長

岩永です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水賃金室長

次に河原委員。

○河原委員

河原でございます。よろしくお願い申し上げます。

○清水賃金室長

櫻井委員。

○櫻井委員

櫻井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水賃金室長

次に東委員ですが、本日、欠席の連絡をいただいております。

次に、三山委員。

○三山委員

三山です。よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

続きまして、労働者代表委員、大西（幹子）委員。

●大西（幹子）委員

大西でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

次に、大西（稔）委員。

●大西（稔）委員

改めまして、大西です。よろしくお願ひします。

○清水賃金室長

次に、門野委員。

●門野委員

門野でございます。よろしくお願ひします。

○清水賃金室長

次に、七里委員。

●七里委員

七里です。よろしくお願ひします。

○清水賃金室長

次に、伊達委員。

●伊達委員

伊達です。よろしくお願ひします。

○清水賃金室長

続きまして、使用者代表委員を紹介します。

大角委員。

■大角委員

大角でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

京崎委員。

■京崎委員

京崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

千原委員。

■千原委員

千原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

次に沼田委員ですが、本日は欠席でございます。

次に、深沢委員。

■深沢委員

深沢でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

続いて、事務局を紹介いたします。

ただいま、ごあいさついたしました角南労働局長。

○角南労働局長

角南でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○清水賃金室長

小笠原労働基準部長。

○小笠原労働基準部長

小笠原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

本間賃金室長補佐。

○本間賃金室長補佐

本間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

伊藤賃金調査員。

○伊藤賃金調査員

伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水賃金室長

久米賃金調査員。

○久米賃金調査員

久米です。よろしくお願ひします。

○清水賃金室長

あと、私、賃金室長の清水です。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお本日、本審議会の議事録を作成しますが、その記録のため、受託会社の担当者の方も会場におられますので、ご了承願ひします。

○岩永会長

議事に入る前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使双方からお一人ずつ、どなたかお願ひできますでしょうか。

それでは、労働者側は大西稔委員にお願ひいたします。

使用者側は深沢委員にお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、議事の一番目は、令和6年度京都府最低賃金の改正決定についての諮問についてでございます。

まずは、京都府最低賃金の改正について、京都労働局長から諮問を受けたいと思います。

局長、よろしくお願ひいたします。

(角南局長から岩永会長へ、諮問文を手交)

○清水賃金室長

それでは、諮問文の写しをお配りします。

(諮問文の写し、配布)

○清水賃金室長

事務局で諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文

京労発基 0627 第 4 号

令和 6 年 6 月 27 日

京都府最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長 角南 巖

令和 6 年度京都府最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の規定に基づき、令和 6 年度京都府最低賃金 (平成 2 年京都労働基準局最低賃金公示第 3 号) の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) 及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 (同日閣議決定) に配慮した、貴会の調査審議を求める。

以上になります。

後ほど、最低賃金の取り巻く状況について、説明させていただきます。

○岩永会長

それでは、議事の 2 番目と 3 番目、「京都府最低賃金専門部会の設置」および「関係労使の意見聴取、公示について」に入りたいと思います。

京都府最低賃金改正諮問後の手続きとして、専門部会の設置および関係労使の意見聴取が必要でございます。

手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

二つの手続きについて、ご説明します。

まず一点目は、地賃専門部会委員の任命手続きです。地賃の金額審議は、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に従い、専門部会で審議することになります。この専門部会の労働者代表、使用者代表の任命に当たっては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、関係者の団体を含む関係者の推薦、すなわち労使団体等の推薦を要件としています。

推薦を広く求めるため、慣例上、専門部会委員の推薦公示を行っており、今回も本日公示をいたします。それに基づき、任命手続きを進めます。提出締め切り

日は、7月18日とさせていただきます予定です。

なお、地賃の専門部会は、異義申出期間が満了した時点で廃止となり、委員の任期もそこまでとなります。

2点目は、労使の関係者からの意見聴取の公示です。これにつきましては、本日から開始し、提出締め切りを7月18日とさせていただきます予定です。事務局からは以上です。

○岩永会長

地賃の専門部会の設置と、関係労使の意見聴取の手続き、公示についてご説明をいただきました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

ないようですので、次の議事に進みたいと思います。

次は4番目、特定最低賃金、産業別の最低賃金の改正申出の意向表明についてでございます。こちらについて確認をしておきたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

意向表明の確認は、例年3月に行っております。今年は、6業種の改正と、3業種の新設の意向表明が出されています。令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表を5ページの資料ナンバー3に付けておきました。

意向表明があった9業種については、今、賃金室において基礎調査を実施しています。改正決定の必要性ありとなり、金額審議が始まりましたら、資料として提供させていただきます。事務局からは以上です。

○岩永会長

特賃の意向表明の申出についての説明でございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

門野委員、お願いいたします。

●門野委員

門野でございます。私のほうで、今回、流通にかかわる部分で、新設の取り組みを三つさせていただいております。6ページのほうだと思うんですけども。現在、調査中ということで、先ほどお話があったんですけども、適用労働者数につきましては、いつごろわかるのか、教えていただきたいと思います。

○本間室長補佐

私から、回答させていただきます。現在、厚生労働省本省に照会しておりまして、担当者からまだその答えが出されていないと伺っております。また、本日終わりましたから確認をいたします。以上です。

○岩永会長

適用労働者数についての確認でございましたが、まだ確定していないということですので、また後日、報告いただけるということでもございました。そのほか、いかがでしょうか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○岩永会長

特にないようでもございましたら、次の議事に進みたいと思います。

次の議事ですが、特定最低賃金の検討小委員会についてでございます。

この産業別の特定最低賃金検討小委員会についてですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、9業種から改正等の申出の意向表明がなされているところでございます。

本日時点では、いまだ正式な申出はないものの、例年4件から6件程度の申出がございます。申出があれば、労働局長から産業別の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受け、これについて審議をする必要がございます。産業別の特定最低賃金改正等の必要性の有無につきましては、かつては公労使各2名での検討小委員会を設置し、審議をしていたこともありました。平成28年以降は、検討小委員会を設けることなく、全員協議会などで必要性について検討をしてまいりました。

申出のあった業種について、改正等の必要性を検討し、全会一致で必要性ありとなった場合は、改正の審議を進めることとなります。昨年は、京都府最低賃金の異議の申出後である9月に、全員協議会でご検討いただきました。

まず、この特定最低賃金について申出があった場合の必要性の有無について、これをどの場で検討するかということですが、例年どおり検討小委員会ではなく、全員協議会等でご検討いただくのか。それとも、検討小委員会を設けるかというところで、まず検討小委員会を設けるかどうかというところについて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

大西委員、お願いします。

●大西幹子委員

大西でございます。労側といたしましては、検討小委員会の設置ではなく、必要性審議は専門部会を立ち上げていただいて、その中で必要性審議を行っていただきたいと考えております。

昨年も同様のことを申し上げ、時間的余裕とか、いろいろな観点で最終的には全員協議会という結果にはなつたとは思うのです。けれども、昨今の報道による人手不足感であるとか、そういったことも踏まえまして、いろんな企業状況でありますとか、人手不足感でありますとか、そういったことは、やはり当該の労使が議論して、その中で、今年はあるよね、ないよねという議論をしていただくべきではないかと考えております。

京都としてはやっておりませんでした新たな取り組みということにはなりますが、ぜひとも専門部会を立ち上げていただいての議論をお願いしたいと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

今、労働側の大西委員から二つ、ご提案というか、ご意見をいただきました。

一つは、例年どおり、検討小委員会を設置して必要性の有無について検討することではなくていいのではないかとこの点ですね。

もう一つは、専門部会で関係労使の意見を反映させた形での必要性の有無の検討を進めてはどうかという、そういう二つのご提案がございました。

使用者側はいかがでしょう。

深沢委員、お願いします。

■深沢委員

使用者側としましては、昨年同様の検討の過程が望ましいのではないかとこの考えをしています。おっしゃっていることも重々理解はしているものの、やはりその必要性の有無という点で、個々の労使ということになると、その客観性とか、全体の合理性みたいなところの議論がまったくなされない中での決定というか、話し合いになると思いますので、まずは包括的に、個々のそのいわゆる特定最賃についての要否については、全員協議会、全体の場で議論されるべきではないかと思っております。

○岩永会長

ありがとうございます。

今の確認でございますが、使用者側も検討小委員会で検討するということは

しなくてもいいということですね。

■深沢委員

そうですね。

○岩永会長

それは前提で、ただその必要性の有無についての検討の場としては、専門部会ではなく、全員協議会で検討したほうがという、そういうことですね。

はい、わかりました。

ということですので、労使で、検討小委員会の場では検討しないというところについては、意見は一致しているということでございます。それを前提に、どこで必要性について検討するのかというところについては、専門部会を設置してそこで検討するのか、それとも全員協議会で検討するのか、意見の一致を見てないということですので、そこについてさらに検討を深める必要があるということでございます。

ですので、今年度につきましては、産業別の特定最賃改正の必要性の有無に関する審議は、検討小委員会を設置して検討するということはしないということにしたいと思えます。

必要性の有無を検討するための方法については、また後ほど、全員協議会で協議したいと思えます。そういうことで、いかがでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし)

○岩永会長

では、後ほど全員協議会で必要性の有無の検討の場については、さらに検討を進めるということにしたいと思えます。

それでは、次の議事に移ります。次は、最低賃金を取り巻く状況についてでございます。

最低賃金を取り巻く状況に関する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

それでは、事務局からお配りしている資料について、順番に説明します。

昨年とほぼ同様の資料と、追加で令和6年6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画 2024 改訂版」と、「経済財政運

営と改革の基本方針 2024」も配布しています。

まずは、資料の 7 ページ。資料ナンバー 4、京都府の経済の動向、令和 6 年 5 月報告に関する資料です。この資料は、京都府総合政策環境部企画統計課が、6 月 3 日に公表している統計資料であり、全体で 17 ページの資料となっています。

府内経済の動向は、府内の景気は一部に足踏みが見られるものの緩やかに持ち直している。先行きについては、海外景気の動向等を注視する必要があるとなっております。また、前月からの推移は横ばいで、判断は据え置きとなっております。

なお、京都府経済の動向について、生産、物価、雇用について説明します。

資料の 10 ページ、生産の指数は、下の折れ線グラフを見れば、京都府の鉱工業生産指数は、2020 年を 100 としますと、2021 年 4 月から、2024 年 3 月までの間は、106.3 から 122.2 の間を推移しており、本年 3 月の速報値は、107.8 となっております。

次に 11 ページ。物価は上昇を続けており、京都市と全国の消費者物価指数ですが、2020 年を 100 とし、2021 年 4 月を底に、2023 年 10 月までは上昇を続けており、本年 3 月では、消費者物価指数が京都市で 107.2、全国で 107.2。生鮮食品を除く総合が、京都市で 106.8、全国で 106.8 となっています。

続きまして、16 ページ。雇用についてですが、京都府の有効求人倍率は、2021 年 4 月は 1.04 倍でしたが、2022 年 6 月以降については、2023 年 11 月から、2024 年 2 月を除き、1.2 倍台で推移しており、本年 3 月は 1.23 倍となっています。

続きまして、25 ページ、資料ナンバー 5、京都市消費者物価指数令和 5 年平均確報をご覧ください。これは京都市の数値です。2020 年、令和 2 年を 100 とした指数であり、令和 5 年平均の総合指数は 105.6 となり、前年比 3.1 パーセントの上昇となっています。

続きまして、春闘の状況について説明します。31 ページ、資料ナンバー 6、令和 6 年春季各機関別賃上げ集計状況をご覧ください。連合（日本労働組合総連合会）、日本経団連（日本経済団体連合会）、日経新聞（日本経済新聞）がまとめた賃上げの集計状況に、今年度から、東京商工会議所、日本商工会議所の調査結果が加わりました。

連合によれば、令和 6 年の賃上げ状況は、全体で 5.08 パーセント。300 人未満で 4.45 パーセント。99 人以下で 3.96 パーセント。日本経団連によれば、500 人以上の賃上げ状況は、5.58 パーセント。500 人未満の賃上げ状況は、3.92 パーセントのアップとなっています。

また、日経新聞によれば、令和 5 年の全体の賃上げ状況は、5.67 パーセントとなっております。これらの賃上げの率は、すべて前年を上回っております。

東京商工会議所と日本商工会議所の、中小企業の賃金改定に関する調査では、

全国の 1979 社からの回答で、そのうち従業員 20 人以下の企業が 996 社、50.3 パーセントとなっています。ここでは、全体と 20 人以下を分けて計上しており、全体の賃上げ率は、正社員が 3.62 パーセント。パート・アルバイト等が、3.43 パーセントとなっています。従業員数 20 人以下の企業の賃上げ率は、正社員が 3.34 パーセント。パート・アルバイトが 3.88 パーセントとなっております。

続いて、33 ページ。資料ナンバー 7 の令和 5 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要をご覧ください。京都府における常用雇用労働者 5 人以上の事業所の 1 人当たりの 1 か月平均値となっております。

33 ページ左側の下段に記載されています表 1、賃金の動きをご覧ください。名目賃金は、前年に比べて 0.1 パーセント減に対して、実質賃金は 3.6 パーセント減となっています。

右側の段の表 2 の産業別賃金支給額の令和 5 年現金給与総額、297,315 円は、前年比 0.1 パーセントの減少に対して、きまって支給する給与、245,148 円は、対前年増減率は 0.0 パーセントとなっています。

現金給与総額と、きまって支給する給与の定義については、資料 36 ページの欄外に記載されており、現金給与総額は、賞与を含んだすべての給与の総額であり、きまって支給する給与は、賞与を除くものでありますが、超過勤務手当が含まれています。

また、調査の対象は常用労働者であり、常用労働者の定義は、39 ページの欄外に示されています。この常用労働者には、パートタイム労働者が含まれていません。

続きまして 41 ページ、資料ナンバー 8 に、先ほどの毎月勤労統計調査結果からですが、京都府における労働者一人当たりの最近 5 年間、これは令和元年から令和 5 年分の全産業におけるきまって支給する給与額と、所定内給与の推移を一覧表にしております。

きまって支給する現金給与額は、先ほど説明しましたが、それに対して所定内給与は、きまって支給する給与のうち、時間外、休日、深夜労働に支払われる所定外給与を除く給与となっています。令和 5 年度の所定内給与は、前年度比 0.08 パーセント減となっています。

続きまして 42 ページ、資料ナンバー 9 に、京都府における短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移が掲載してあります。資料ナンバー 9 の数値は、すべての職種の労働者が含まれたものです。それに対し、43 ページの「参考」は、賃金が著しく高いとされている医師、大学教授を除いて、経年比較することを目指して、事務局が作成したものです。日本標準産業分類において、医療と福祉が同じくくりであるため、福祉については除かれていますが、参考としていただけたら幸いです。いずれの比較においても、令和 5 年においては、時間給

が上がっています。

続きまして 44 ページ、資料ナンバー10、新規学卒者の賃金の全国数値ですが、これは過去 5 年間の所定給与額の推移でございます。令和 3 年の大学卒のみ減少しています。

続きまして 45 ページ、資料ナンバー11 の京都府内の中途採用者の採用時賃金情報をご覧ください。この資料は、当局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の方を対象に、採用時の賃金、1 月から 3 月の賃金を集計したものです。ここで言う常用とは、先ほど説明した毎月勤労統計調査の常用労働者とは違い、パートタイム労働者と新規学卒者を除いています。令和 6 年はプラスになっています。

続きまして、46 ページから 48 ページの資料ナンバー12、これは京都における求人募集賃金と求職者希望賃金情報です。ここで言う上限平均、下限平均とは、求人表の賃金覧に記載される上限と下限の平均です。

求人表では、賃金に幅を持たせて募集することがあります。例えば、月給 20 万円から 25 万円で募集といった記載です。上限平均、下限平均は、この賃金額の上限額、下限額のそれぞれの平均になります。京都府内のハローワークの求人募集時における職業ごとの時給の上限平均および下限平均について京都労働局全体、京都府南部地域の五つのハローワーク、京都府北部地域の三つのハローワークの数値が掲載されております。

まず、この資料の 47 ページと 48 ページを比較すると、南北の違いが一定見て取れると思います。常用的パートの求人募集賃金の合計欄で比較してみると、南部の上限平均が 1,278 円、下限平均が 1,152 円。それに対して北部の上限平均が 1,218 円、下限平均が 1,105 円となっております。

続きまして 49 ページ、資料ナンバー13、令和 5 年賃金構造基本統計調査の結果についてでありまして、厚生労働省がプレスリリースした資料です。下の囲いの部分で、2 の短時間労働者の賃金、1 時間当たりの男女計が 1,412 円で、先ほど 42 ページの資料 9 で説明した京都の数値は 1,546 円となっており、京都は全国平均を上回っているということになります。

これらの資料から、賃金については、現金支給額、きまって支給する給与額、所定内給与の説明をしました。賃上げ率などの賃金の増減率については、資料ナンバー 6 の春闘による賃上げ率、資料ナンバー 7 の毎月勤労統計調査による現金支給額やきまって支給する給与の増減額、資料ナンバー 8 のきまって支給する給与のうち、所定内給与の増減率などについて説明しました。

これらのうち、41 ページの資料ナンバー 8、毎月勤労統計の所定内給与は、きまって支給する給与のうちの時間外・休日・深夜労働に支払われる所定外給与以外の給与のことであり、繁閑や職種等によって左右される時間外手当等の所

定外賃金を含めていないこと。また、パートタイム労働者を含む常用労働者を調査対象にしており、多くの労働者に関連していることから、京都府における所定内給与額の増減率と、あと、資料の 25 ページ、資料ナンバー 5 の京都市における消費者物価指数を比較してみると、令和 5 年の京都府における労働者一人当たりの所定内給与の増減率は、資料ナンバー 8 に示されているとおり、0.08 パーセント減。令和 5 年平均の京都市消費者物価指数の総合指数は、資料ナンバー 5 に示されているとおり、105.6 で、前年比 3.1 パーセントの上昇。生鮮食品を除く総合指数は 5.2 で、前年比 3 パーセントの上昇となっており、消費者物価指数の上昇が、所定内給与の上昇を上回っています。

これらの数値から、パートタイム労働者を含む常用労働者の賃金の上昇が、物価の上昇に追いついていない状況となっています。

また、追加資料でお渡ししました「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画 2024 改訂版」と「経済財政運営と改革の方針 2024」につきましては、先ほど局長あいさつにもありましたとおり、最低賃金に関しては、ことしは、昨年を上回る水準の春季労使交渉を含み、労働者の生計費、企業の賃金支払い能力の 3 要件を含めて、最低賃金の引き上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論をしていただくなどが記載されております。

本日準備いたしました最低賃金を取り巻く状況に関する資料は、以上のとおりです。以上で説明を終わります。

○岩永会長

ありがとうございました。なかなか大部にわたる資料ですので、すべてについてこの短い時間で目を通すというのは難しいかと思いますが、ただいまの事務局のご説明、その他で何かご質問等がありましたら、ご発言いただければと思います。

門野委員、お願いします。

●門野委員

すみません、質問ですけれども、資料ナンバー 4 の消費のところの①、12 ページですけれども。ここに、百貨店とスーパーの京都府内での販売額の推移が載っているかと思いますがけれども。このスーパーというのは、総合スーパーのことを指しているのか、それともスーパーマーケットのことなのか、わかれば教えていただきたいと思うのと、あと、下のほうにグラフがあるのですが、この表の見方を教えていただけたらなと思います。以上です。

○清水賃金室長

12 ページですね。

●門野委員

はい。

○清水賃金室長

まず、このスーパーがどういった分類であるかということについては、詳細について調べまして、次回、回答させていただきますということによろしいでしょうか。

●門野委員

はい。

○清水賃金室長

この下のグラフの見方ですね。これは、ちょっと見にくいですが、全国と近畿と京都府の動きになっておりますが、月々の対前年同月との比較、同月比の増減率がここに示されております。以上によろしいでしょうか。

●門野委員

ということは、全国平均と比べて京都のほうが伸び率は高いというのが示されている、そういう認識でよろしいですか。

○清水賃金室長

この対前年比、対前年同月のところですよ。

●門野委員

わかりました。ありがとうございます。

○岩永会長

そのほかございますでしょうか。

深沢委員、お願いします。

■深沢委員

これまでも何度か、毎年お願いしているかどうかかわからないですけども。賃上げ、ここ数年大幅に上げている中で、やはり一方では、103 万円だったり、130 万円のいわゆるいろんな壁という話があるわけですが、はたして、いろんな業種

で11月、12月の労働力が不足するという現象が実際に起きているのですね。というのは、時間当たりの賃金は上がっていて、それはそれでいいと思うのですが、はたしてそれが世帯年収の引き上げにつながっているのか。つまり、それが消費の活発化に、今回のグランドデザインの実行計画にも記載がありますけれども、消費の活発化に、はたしていい影響が出ているのかという、何かしらわかるものがないのですかというのは、過去にもお願いしたことがあるのですけれども。つまり世帯年収の増減率とか、そのあたりが何か。何がいいのか、私もちょっとアイデアがないのですけど。そこをわかるものが何かあればなというようにはいつも思っています。何か、京都でなくてもいいです、全国でもいいのですけど。

○清水賃金室長

今すぐには出てきませんので、こちらで確認しまして、また次回の審議会で説明させていただきます。

○岩永会長

最低賃金を引き上げるということによって、まず直接的に時間額というのは上がるわけですがけれども、それがそれぞれの世帯にどういう効果があるのか。上がったということによって、その壁を、上限のところを意識して就労の時間を調整してしまうので、結局、それぞれの家庭で見た場合に、最低賃金の効果があんまりないという可能性もあるのではないか。そのへんのところについて見極めるような、そういう資料があれば見せていただきたいということですが、またそのへんは、事務局でお探しいただくということですね、はい。

ほか、いかがでしょうか。京崎委員、お願いします。

■京崎委員

京崎でございます。よろしくお願ひいたします。

意見として、事前をお願いをしたいなと思ひますのは、京都府と言ひましても、南部と北部というところで、例えば求人金額におきましても、5パーセント程度の開きがあります。それから、景気の動向につきましても、景気動向調査というところが確かあったと思ひますけれども、そのあたりも、今後の状況、見通しですとか、というところを見ていただいたらおわかりになると思ひますけれども。例えば9ページのところですね、近畿財務局さんですとか、京都市内の中小企業の動向では、この先、DI値は48ポイントとなっておりますし、当金庫が出してあります北部のいちばん下の欄でございますが、「中小企業景況レポート（北部）」というところでございますら、同じ時期でも先行き見通しがマイ

ナス 31 ポイント、まだ悪くなるという状況というあたり、やはりいつも申し上げておりますが、これからの審議にあたりまして、南部と北部。南部は大企業が多く集積していらっしゃる中の統計資料と、それから北部におきましての中小企業、ほんとうに中小企業というところは、賃上げ。当金庫で見ましても、賃上げができていたのが約 4 割ということで、6 割の企業が賃上げできていない。ましてや、こちらに数値は出ておりませんが、賃上げした企業さんに伺いますと、1 パーセントから 2 パーセントの賃上げ率というところで、大手さんは 5 パーセントという。今回、統計資料で 5 パーセントですとか、4 パーセントの資料が出ておりますが、北部の実際の企業さんの統計資料がこちらにはございませんので。賃金と言いますのは、京都府が一本化されておりますので、今後のご検討にあたりまして、そのような違いが多くあるというところを事前に申し上げておきたいと思ひまして、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○岩永会長

ありがとうございます。

今回、提供されている資料を見ても、北部と南部で景況感とか、あるいは賃上げの状況とか、さまざまな点について違いがあるというご指摘、そして、それを踏まえて審議というものも行うべきであるという、そのようなご意見でございました。

ほか、いかがでしょうか。伊達委員、お願いします。

●伊達委員

労側委員の伊達でございます。先ほどご説明の中で、少しはしょられたポイントがあったのかなと思っております。改めて昨年の審議と今年の審議との大きな違いというような点でみると、配付いただいている、この「新しい資本主義のグランドデザイン」の改訂版の中にも記載がされておりますように、令和 5 年 11 月に、公正取引委員会から発信がされました「労務費の適切な価格のための価格交渉に関する指針」というものが、日本国内に発信がされたというような状況のことをお伝えがされているところでございます。

この最低賃金に大きく絡む内容というところは、やはりこの労務費の適切な価格転嫁というような意味合いがありますので、それぞれ、ものづくり産業であればその製品の価格を、この労務費と比較しながら転嫁をするようなものになっているわけですが、見てみますと、この資料、説明資料に求めるというような公表資料の中に、この最低賃金の上昇率であったり、春季生活闘争、春闘の労使交渉の中の妥結額。その上昇率等々が、この合理的な根拠として尊重され

ることというような、明確に賃金が引き上がった実態というようなものを合理的に示すような資料ということで用いられるという画期的なものが、今回指針として発信がされたということになっていると認識をしております。

そういうことからすると、この最低賃金、日本国内にかかわる意義・意味合いというものが、この11月以降、ますます意味合いが増してきているような環境下に至るのかなと思っております。この最低賃金の引き上げ、京都の最低賃金引き上げからも、価格の転嫁というような意味合いで、転嫁ができるような環境に至っている。それをもとに企業の経営というところが転嫁されることによって賃上げ分を確保しつつ、もっと言うと、個人消費を高められるような役割も担っておりますし、それを含めて、日本経済が今後、発展していくような展望も見えるぐらいのものが、この11月の末に発信がされたというような認識をしております。ぜひともそのような指針というようなものも照らし合わせながら、今後、積極的な審議をしていきたいと思っております。労側の見解というような意味合いで受け取っていただければと思います。

○岩永会長

中小企業に対する労務費の価格転嫁ですね。こちらについて、政府を中心として対策が進んでいて、そこを踏まえた議論を行うべきではないかという、そういうご指摘でございました。

ほか、いかがでしょうか。

●■○各側委員

(発言等なし)

○岩永会長

ございませんでしょうか。

大部の資料でございますので、またこちらのほうをお読みいただいて、適宜、審議の資料としてご活用いただければと思います。

では、なければ続いて、今後の日程などについて事務局より説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

まず、次回の審議会の日程ですが、すでに皆様に連絡しておりますとおり、7月26日、金曜日の午前10時から、この労働局6階会議室で開催となります。

議事内容は、京都府最低賃金専門部会委員の任命関係。中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の内容伝達。京都府最低賃金改正決定に係る労使からの

意見聴取。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を予定しています。

○岩永会長

次回の開催日は、7月26日、金曜日の午前10時からということでございました。

そのほか、何かご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本日の審議会はこれで終了いたします。

お忙しいなかご出席いただきまして、ありがとうございました。

(終了)